

令和6・7年度物品の調達等競争入札参加資格審査申請について

山陽小野田市（水道局及び病院局を除く。）が発注する物品の調達等の入札に参加するための資格の審査を申請される方は、この要領により書類を提出してください。

※「物品の調達等」とは、「物品の製造の請負、物品の買入れ、借入れ及び売払い、業務委託等（工事請負及び工事に係る設計等の業務委託を除く。）の契約」をいいます。

1 受付期間

(1) 定期申請

市内業者・準市内業者・市外業者

令和5年11月1日（水）から令和5年11月22日（水）まで

※閉庁日を除く。

(2) 追加申請

市内業者・準市内業者（市内に本社（本店）又は営業所・支店のある業者）

令和6年4月から令和7年8月までの偶数月の1日から10日まで

※閉庁日を除く。10日が閉庁日の場合は、その次の開庁日までとします。

市外業者

令和6年 6月3日から令和6年 6月10日まで

令和6年10月1日から令和6年10月10日まで

令和7年 6月2日から令和7年 6月10日まで

※閉庁日を除く。

2 提出書類

提出が必要な申請書類は、別表「申請書及び添付書類一覧表」のとおりです。

A4判サイズの紙製ファイル（フラットファイル等。色指定なし。）に穴を開けて綴じ込み、表紙及び背表紙に会社名を記入したものを、1部提出してください。

※物品等と業務委託等の両方を申請される場合は、それぞれの申請書に関係書類が1部ずつ必要です。物品等と業務委託等は、別々のファイルに綴じ込んでください。

3 提出方法

申請書は原則として郵便・宅配便等（受付期間の最終日の17時15分までに必着。）により提出してください。

なお、申請書の到達確認が必要な場合は、配達証明扱等をご利用ください。市からの受付確認の受領証等（葉書を含む。）は発送しません。同封された場合でも返送しません。

4 申請書の提出先及び問い合わせ先

山陽小野田市役所 監理室（第2別館2階）
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
電話（0836）82-1180（直通） F A X（0836）83-2604（代表）

5 有効期間

定期申請：当該競争入札参加有資格者の登録の告示の日から令和8年3月31日まで

追加申請：申請月の翌月の1日から令和8年3月31日まで

※場合により有効期間を延長又は短縮することがあります。

6 入札に参加する資格を有しない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団、暴力団員等又はこれらと関係を持つ者（山陽小野田市物品の調達等入札参加資格者に係る指名停止措置要領別表第12号から第18号までに掲げる要件のいずれかに該当する者）
- (3) 同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 国税、山口県税又は市税を滞納している者
- (6) 物品の調達等競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (7) 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

7 申請事項の変更

申請書類の提出後、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに「物品の調達等競争入札参加資格審査事項等変更届」に、変更事項等を証する書類を添えて、監理室に提出してください。（市ホームページから入手できます。）

- (1) 業務に関し法律上必要とされるものの許可番号、許可年月日、登録番号、登録年月日
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 営業所の名称、所在地又は郵便番号（本社の変更も含む）
- (5) 代理人の氏名
- (6) 実印、使用印
- (7) 電話番号又はファックス番号
- (8) 登録部門（登録及び許可部門の追加又は削除）
- (9) その他

8 留意事項

- (1) 申請が受け付けられても、必ずしも入札に指名されるとは限りません。
- (2) 入札、契約等の事務手続については、地方自治法、地方自治法施行令及び山陽小野田市が定める条例、規則、要綱、要領等に基づいて行うものとします。